

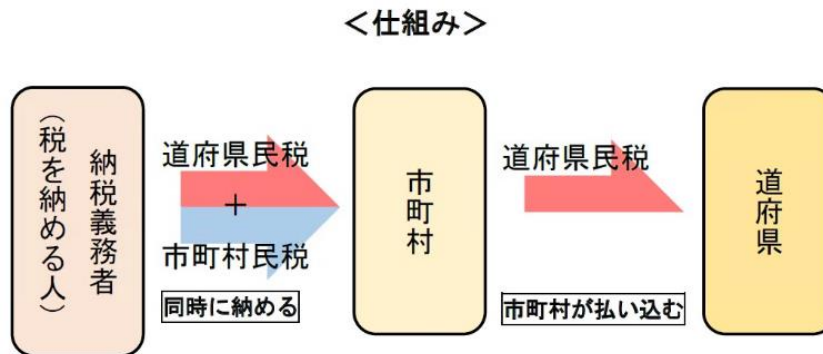
○令和 8 年度個人市民税のしおり

市民税は、県民税とあわせて市・県民税（または住民税）とよばれ、市が市民の皆さんの日常生活に直接結びついたさまざまな業務を行うために、必要な経費を市民の皆さんに広く負担しあっていただくという性格をもっています。

個人市民税	P 2
1. 個人市民税がかかる人（納税義務者）	P 2
2. 個人市民税がかからない人（非課税）	P 3
◆合計所得金額と総所得金額等の違い	P 4
3. 税額の計算	P 5
◆均等割額	P 5
◆所得割額	P 5
①所得金額（給与・公的年金所得の計算方法 など）	P 6
②所得控除（社会保険料控除、扶養控除、医療費控除 など）	P 6
③課税標準額	P15
④税率	P15
⑤税額控除（調整控除、寄付金税額控除、住宅ローン控除 など）	P15
⑥その他の控除（配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除）	P21
4. 森林環境税（国税）	P22
5. 分離課税所得(土地建物等譲渡所得、株式等譲渡所得 など)	P23
6. 申告について	P27
7. 納税の方法について（普通徴収・給与特別徴収・年金特別徴収）	P28
8. 市・県民税 Q & A	P31

個人市民税

個人市民税は、1月1日に住所のある市町村で**個人県民税**とあわせて一緒に課税されます。
個人市・県民税は均等に負担していただく**均等割**【⇒P5】と、前年中の所得に応じて負担していただく**所得割**【⇒P5】があります。



1. 個人市民税がかかる人（納税義務者）

個人市民税の納税義務者は前年中に一定以上の所得がある次の人です。

納税義務者	納めるべき税金	
	均等割	所得割
市内に住所のある個人	○	○
市内に事務所・事業所または家屋敷を有するが、住所は市外である個人	○	/

市内に住所があるか、または事務所・事業所などがあるかは、その年の1月1日（これを“賦課期日”といいます）現在の状況で判断されます。このため、年度途中で住所の異動（市外への転出・市外からの転入）があった場合でも、その年度は異動前の住所（賦課期日の住所）で課税されます。

【住所地以外で課税される場合】

鳥栖市の住民基本台帳に記録されていない人でも、その人が鳥栖市に住所を有すると認定された場合には、鳥栖市はその人に個人市民税を課税することができます。

◆例：転出入の手続きをせず引越し、住民票登録がある自治体以外に実態がある場合

（地方税法第294条の3より）

2. 個人市民税がかからない人（非課税）

均等割も所得割も かからない人 (非課税)	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護法の規定により生活扶助を受けている人 ○障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年中の 合計所得金額が 135 万円以下の人 ○前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一生計配偶者、扶養親族がいない人 380,000 円 ・ 同一生計配偶者、扶養親族がいる人 280,000 円×(同一生計配偶者、扶養親族の数 + 1) + 268,000 円 <p>(注)上記非課税基準は、生活保護法の規定による級地区分に準じます。</p>
所得割が かからない人	<ul style="list-style-type: none"> ○前年中の総所得金額等の合計額が次の算式で求めた額以下の人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一生計配偶者、扶養親族がいない人 450,000 円 ・ 同一生計配偶者、扶養親族がいる人 350,000 円×(同一生計配偶者、扶養親族の数 + 1) + 420,000 円 ○所得控除、税額控除により所得割額が算出されない人

- ◆ 同一生計配偶者：納税義務者と生計を一にする配偶者で合計所得が 58 万円以下である人
 - ◆ 扶養親族：納税義務者と生計を一にする親族(六親等以内の血族、または三親等以内の姻族)で、合計所得が 58 万円以下である人
- ※ 合計所得金額 58 万円超の配偶者や 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者について適用できる配偶者特別控除や特定親族特別控除の対象者は「同一生計配偶者、扶養親族の数」には含まれません。
- ※ 同一生計配偶者、扶養親族、障がい者、寡婦またはひとり親については、納税義務者自身が年末調整や確定申告等において、該当の有無を申告する必要があります。

◎均等割、所得割の非課税基準

扶養している 人数	均等割・所得割が非課税 (合計所得金額で計算)	所得割のみ非課税 (総所得金額等で計算)
0人	380,000 円以下 <small>(給与収入のみの場合年収 103 万円に相当)</small>	450,000 円以下 <small>(給与収入のみの場合年収 110 万円に相当)</small>
1人	828,000 円以下 <small>(給与収入のみの場合年収約 147 万円に相当)</small>	1,120,000 円以下 <small>(給与収入のみの場合年収約 177 万円に相当)</small>
2人	1,108,000 円以下 <small>(給与収入のみ場合年収約 175 万円に相当)</small>	1,470,000 円以下 <small>(給与収入のみの場合年収約 221 万円に相当)</small>
3人	1,388,000 円以下 <small>(給与収入のみ場合年収約 209 万円に相当)</small>	1,820,000 円以下 <small>(給与収入のみ場合年収約 271 万円に相当)</small>

※ 給与収入のみの場合とは、給与以外に収入が無い方のことです。複数の会社などから給与を受け取っている場合はその合計額をいいます。

◆ 合計所得金額と総所得金額等の違い

合計所得金額とは、事業所得、不動産所得、配当所得、給与所得、雑所得(公的年金等に係る所得など)、一時所得、譲渡所得等の**各種所得を合計した金額(純損失または、雑損失等の繰越控除を適用する前の金額)**のことをいいます。

なお、**土地・建物等の譲渡所得や株式等の譲渡所得などの分離課税所得も含まれます。**

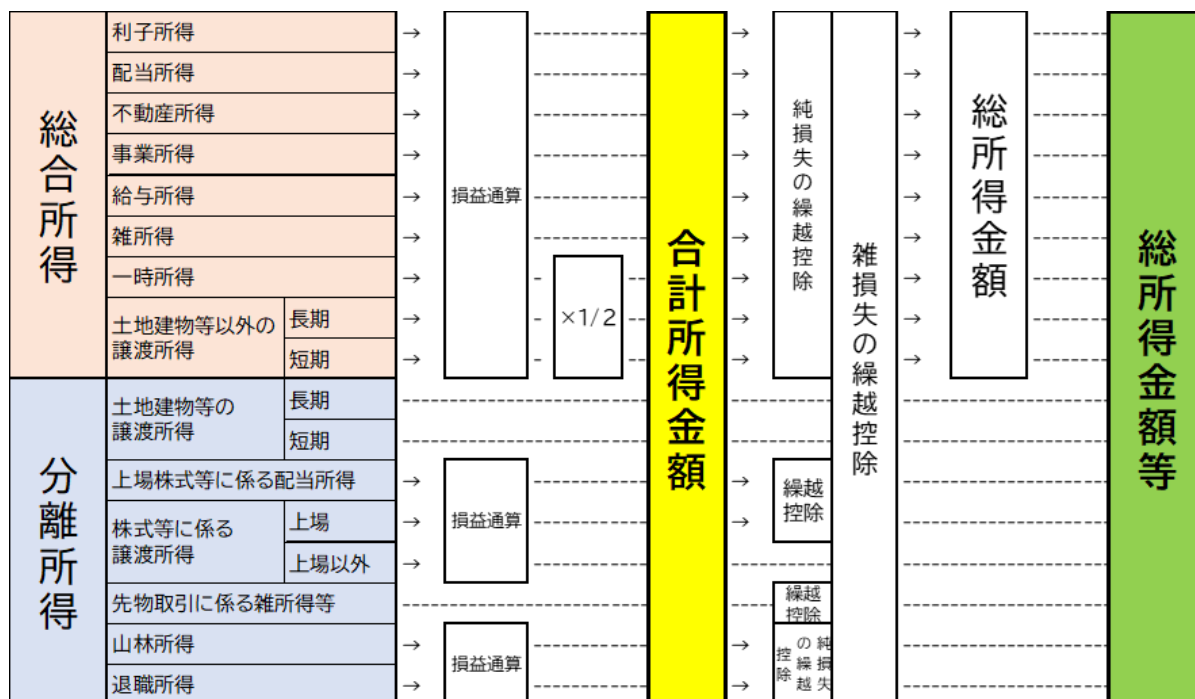
※**土地・建物等の譲渡所得について、特別控除適用前の所得金額**で計算します。

※源泉分離課税の対象である退職所得は含みません。

※上場株式等の配当所得や、源泉徴収を選択した特定口座内の譲渡所得は、確定申告において申告すると合計所得金額に含まれます。(申告不要を選択した場合は含みません)

□合計所得金額で判定するもの

- ・均等割の非課税限度額 ・障がい者、未成年、寡婦またはひとり親の非課税限度額
- ・扶養控除、配偶者特別控除の所得判定



総所得金額等とは、合計所得金額から、純損失または雑損失等の繰越控除を適用した後のすべての所得の合計のことをいいます。

総所得金額等の時点において、土地・建物等の譲渡に伴う特別控除は「適用前」となります。

(「特別控除」は税額計算時に総所得金額等から所得控除を差し引く前において適用されます)

□総所得金額等で判定するもの

- ・所得割の非課税限度額 ・医療費控除の算出 など

3. 税額の計算

個人市・県民税は、市・県民税均等割と市・県民税所得割の合計です。

なお、令和6年度より国税である森林環境税【⇒P22】があわせて徴収されています。

個人市・県民税、森林環境税（年税額）

$$= \text{＜1＞均等割額} + \text{＜2＞所得割額} + \text{＜3＞森林環境税額(国税)}$$

＜1＞均等割額

均等割は、非課税限度額を上回る人に定額の負担をしていただくもので、次のように定められています。

均等割の額

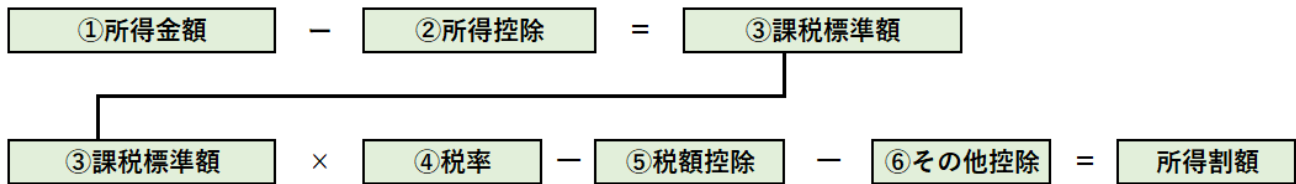
市民税（年額）	3,000 円
県民税（年額）	1,500 円（内、佐賀県森林環境税 500 円を含む）

※佐賀県森林環境税(県民税)は、平成20年度から導入され令和9年度まで延長されています。

佐賀県の行う森林環境の保全に関する施策(さかの森林再生事業)の財源となります。

＜2＞所得割額

所得割額は、前年1年間(1月1日～12月31日まで)の所得をもとに次の順序で計算されます。



①所得金額：収入金額から必要経費や給与所得控除額などを差し引いた金額【⇒P6～】

②所得控除：扶養している親族がある人や各種保険料を支払っているなど個人的な事情を考慮するため、所得金額から控除する額【⇒P9～】

③課税標準額：税額を算出するうえで基準となる金額【⇒P15】

④税率：市民税6% 県民税4%【⇒P15】

※分離所得の税率は個別に規定【⇒P23～】

⑤税額控除：調整控除のほか、寄附金などのある人が受けられる控除【⇒P15～】

⑥その他の控除：配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除【⇒P21】

①所得金額

所得金額は、一般に収入金額から必要経費などを差し引いた金額です。

●課税となる所得の種類

所得の種類		所得金額の計算方法
総合課税	事業所得 (営業等・農業)	個人事業で生じた所得 収入金額－必要経費
	不動産所得	地代・家賃など 収入金額－必要経費
	配当所得	株式や出資の配当 収入金額－元本取得のための負債利子
	給与所得	給与・賃金・賞与など 収入金額－給与所得控除【⇒P7】
	雑所得	公的年金等、原稿料など他の所得にあてはまらないもの 次の①と②を合計した金額【⇒P7、8】 ①公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 ②①以外の雑所得の収入金額－必要経費
	利子所得	公債・社債・預貯金などの利子 収入金額
	総合譲渡所得	土地・建物以外の譲渡 収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円) ※長期譲渡所得の総所得金額に算入する金額は、上記譲渡所得金額の1/2となります。
	一時所得	生命保険の満期金や解約返戻金、競馬などの払戻金や賞金など 収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円) ※総所得金額に算入する金額は、上記一時所得金額の1/2となります。
分離課税	分離譲渡所得	土地・建物の譲渡 収入金額－必要経費－特別控除額【⇒P23】
		株式等有価証券の譲渡 収入金額－(必要経費+借入金利子)
	上場株式等に係る配当所得等	上場株式等の配当等 収入金額－元本取得のための負債利子
	先物取引に係る雑所得等	金などの先物取引から生じる所得 収入金額－必要経費
	退職所得	退職所得、退職手当など 収入金額－退職所得控除額×1/2
	山林所得	山林を売った場合の所得 収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円)

●非課税所得

下記の所得は収入金額の多少に関わらず非課税とされ、個人市・県民税の課税対象とされません。

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ・ 傷病者や遺族が受け取る恩給、年金など | ・ 災害支援金、見舞金 |
| ・ 給与所得者の出張旅費、一定額までの通勤手当 | ・ 損害保険金、慰謝料など |
| ・ 雇用保険の失業給付 | |

◆給与所得の計算

給与所得については、必要経費にかわるものとして給与所得控除額を収入金額から差し引くことになっています。給与所得の金額は、給与の収入金額に応じて次のように計算されます。

2か所以上から給与の支払を受けた場合は、合計した金額を給与収入金額として計算します。

給与所得の速算表：令和7年(2025年)分以降の給与に適用

給与収入金額	給与所得金額	
～1,900,000円	収入金額 － 650,000円	
1,900,001円～3,600,000円	収入金額×1/4=A Aは千円未満を切り捨てた額	A × 2.8 - 80,000円
3,600,001円～6,600,000円		A × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×9/10 - 1,100,000円	
8,500,000円～	収入金額 － 1,950,000円	

(小数点以下切り捨て)

※給与所得の計算は「令和元年(平成31年)以前」「令和2年以降令和6年分迄」「令和7年以降」の期間において、それぞれ計算式が異なりますのでご注意ください。

◆公的年金等に係る雑所得の計算

公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いたものが、公的年金等に係る雑所得となります。公的年金等の所得金額は、公的年金等の収入金額に応じて次のように計算されます。

2か所以上から公的年金等の支払を受けた場合は、合計した金額を公的年金等の収入金額として計算します。

65歳未満（賦課期日：1月1日時点での年齢）

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得の金額		
	公的年金等以外の所得の合計所得金額		
	1千万円以下	1千万円超～2千万円以下	2千万円超
1円～ 1,299,999円	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
1,300,000円～ 4,099,999円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
4,100,000円～ 7,699,999円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
7,700,000円～ 9,999,999円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
10,000,000円～	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円

65歳以上（賦課期日：1月1日時点での年齢）

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得の金額		
	公的年金等以外の所得の合計所得金額		
	1千万円以下	1千万円超～2千万円以下	2千万円超
1円～ 3,299,999円	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
3,300,000円～ 4,099,999円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
4,100,000円～ 7,699,999円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
7,700,000円～ 9,999,999円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
10,000,000円～	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円

◆所得金額調整控除

①や②に該当する場合、給与所得金額から以下の算式で求めた所得金額調整控除を差し引きます。

①給与の収入が850万円を超え一定の要件を満たす方に対する控除

給与等の収入金額が850万円を超え、次の（1）～（3）のいずれかの要件を満たす場合は、給与所得の金額から以下の算式で求めた金額を控除します。

- （1）本人が特別障害者に該当する
- （2）特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
- （3）23歳未満の扶養親族を有する※

$$\text{所得金額調整控除} = (\text{給与収入金額(上限 1,000万円)} - 850\text{万円}) \times 10\% (\text{上限 15万円})$$

※「所得金額調整控除における扶養」は扶養控除の要件と異なり複数の納税義務者でいずれか一人の扶養親族とみなさず、複数の納税義務者が所得金額調整控除を適用することができます。

②給与と公的年金等の双方の所得がある方に対する控除

給与所得の金額と公的年金等にかかる雑所得の金額の双方があり、その合計所得金額が10万円を超える場合は、給与所得の金額から次の算式で求めた金額を控除します。

$$\text{所得金額調整控除} = \text{給与所得金額(上限 10万円)} + \text{年金所得金額(上限 10万円)} - 10\text{万円}$$

※①②どちらの要件も満たす場合は、どちらの所得金額調整控除も適用することができます。

②所得控除

所得控除は、納税義務者の個々の事情(扶養親族の有無や病気による医療費の支払等)に応じて、税負担が軽減されるように設けられたものです。

税額計算の過程で、申告に基づき控除要件に該当するものについては、所得金額から所定の控除額を差し引くこととなっています。

◆社会保険料控除

前年中に、本人または本人と生計を同じくする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料(健康保険、国民年金、介護保険など)の保険料を支払ったとき

【控除額】 支払った金額

◆小規模企業共済等掛金控除

前年中に、小規模企業共済法の規定による第1種共済契約の掛金(本人分)、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金などを支払ったとき

【控除額】 支払った金額

◆生命保険料控除

前年中に、一般の生命保険料や個人年金保険料、介護医療保険料を支払ったとき

【控除額】

一般分・個人年金分・介護医療分の各区分をそれぞれ計算した合計額

<適用限度額 70,000 円>

	年間の支払保険料	控除額
旧 契 約	12,000 円以下	支払保険料の全額
	12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料×1/2 + 7,500 円
	32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料×1/4 + 17,500 円
	56,000 円超	一律 35,000 円
新 契 約	12,000 円以下	支払保険料の全額
	12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料×1/2 + 6,000 円
	32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料×1/4 + 14,000 円
	56,000 円超	一律 28,000 円

※旧契約…平成 23 年 12 月 31 日以前の契約

新契約…平成 24 年 1 月 1 日以降の契約

※同じ区分内で新契約・旧契約両方ある場合、新・旧それぞれで控除額を計算し合計します。

この場合の合計額の上限は 28,000 円です。ただし、旧契約の控除額が 28,000 円を超える場合は、旧契約の控除額のみが適用されます。

◆地震保険料控除

前年中に、地震保険料や旧長期損害保険料（満期返戻金があり、保険・共済期間が10年以上かつ、平成18年12月末までに締結したもの）を支払ったとき

【控除額】

地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を下の式にあてはめて算出した控除額の合計額（ただし、地震保険料および旧長期損害保険料控除の合計の適用限度額 25,000 円）

保険の種類	年間の支払保険料	控除額
地震保険料	1円 ～ 50,000円	支払額 × 1/2
	50,000円超	25,000円
旧長期損害保険料	1円 ～ 5,000円	支払額の全額
	5,001円～15,000円	支払額 ÷ 2 + 2,500円
	15,001円超	10,000円

◆寡婦控除

前年の合計所得金額が500万円以下で本人が次のいずれかに該当するとき

（1）夫と離婚後、再婚していない女性で子以外の扶養親族※がいる場合

※ほかの人の同一生計配偶者または扶養親族となっていない合計所得58万円以下の自身の子以外の6親等以内の血族

（2）夫と死別後、再婚していない女性

【控除額】 26万円

◆ひとり親控除

前年の合計所得金額が500万円以下で、婚姻しておらず、生計を一にする子がいる場合

※ほかの人の同一生計配偶者または扶養親族となっていない合計所得58万円以下の子に限る。

【控除額】 30万円

※寡婦控除、ひとり親控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方など事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。

※寡婦控除、ひとり親の対象・非対象は所得がある年の12月31日の現況で判定します。

◆勤労学生控除

勤労による所得がある学生で、合計所得金額85万円以下かつ、自己の勤労以外の所得金額が10万円以下のとき

【控除額】 26万円

◆ 障害者控除

本人またはその同一生計配偶者または扶養親族(16歳未満の方も含む)が障がい者であるとき

【控除額】

1人につき 26万円(ただし、特別障害者は30万円)

同一生計配偶者または扶養親族が同居の特別障害者に該当する場合は、23万円を加算

※特別障害者…療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1級、身体障害者手帳 1級または 2級の人

◆ 配偶者控除

生計を同じくする配偶者の合計所得金額が 58万円以下であるとき

※配偶者が誰かの事業専従者となっている場合は適用できません。

【控除額】

本人の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者 (12月31日時点で70歳以上)
900万円以下	33万円	38万円
900万超 950万円以下	22万円	26万円
950万超 1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	控除無し	

◆ 配偶者特別控除

生計を同じくする配偶者の合計所得金額が 58万円超 133万円以下であるとき

※配偶者が誰かの事業専従者となっている場合適用できません。

※納税義務者の合計所得金額が 1,000万円超の場合適用できません。

【控除額】

配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額		
	~900万円	~950万円	~1,000万円
58万超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

◆扶養控除

生計を同じくする合計所得金額が 58 万円以下の親族がいるとき

※親族が誰かに扶養されている、または事業専従者である場合適用できません。

※ここでいう親族とは 6 親等以内の血族もしくは 3 親等以内の姻族です。【⇒P13】

【控除額】

控除の対象となる親族(前年の 12 月 31 日現在)		控除額
一般扶養親族：16 歳以上 19 歳未満、23 歳以上 70 歳未満		33 万円
特定扶養親族：19 歳以上 23 歳未満		45 万円
老人扶養親族：70 歳以上	同居老親等に該当する場合	45 万円
	同居老親等に該当しない場合	38 万円

※同居老親等…本人または配偶者の直系尊属(父母・祖父母など)で本人または配偶者と同居を常況としている人。対象者が老人ホーム等に入所している場合は該当しません。

※年少扶養…16 歳未満の扶養親族を「年少扶養」といいます。扶養人数として計上しますが、扶養控除額はありません。

◆特定親族特別控除 (令和 8 年度から適用)

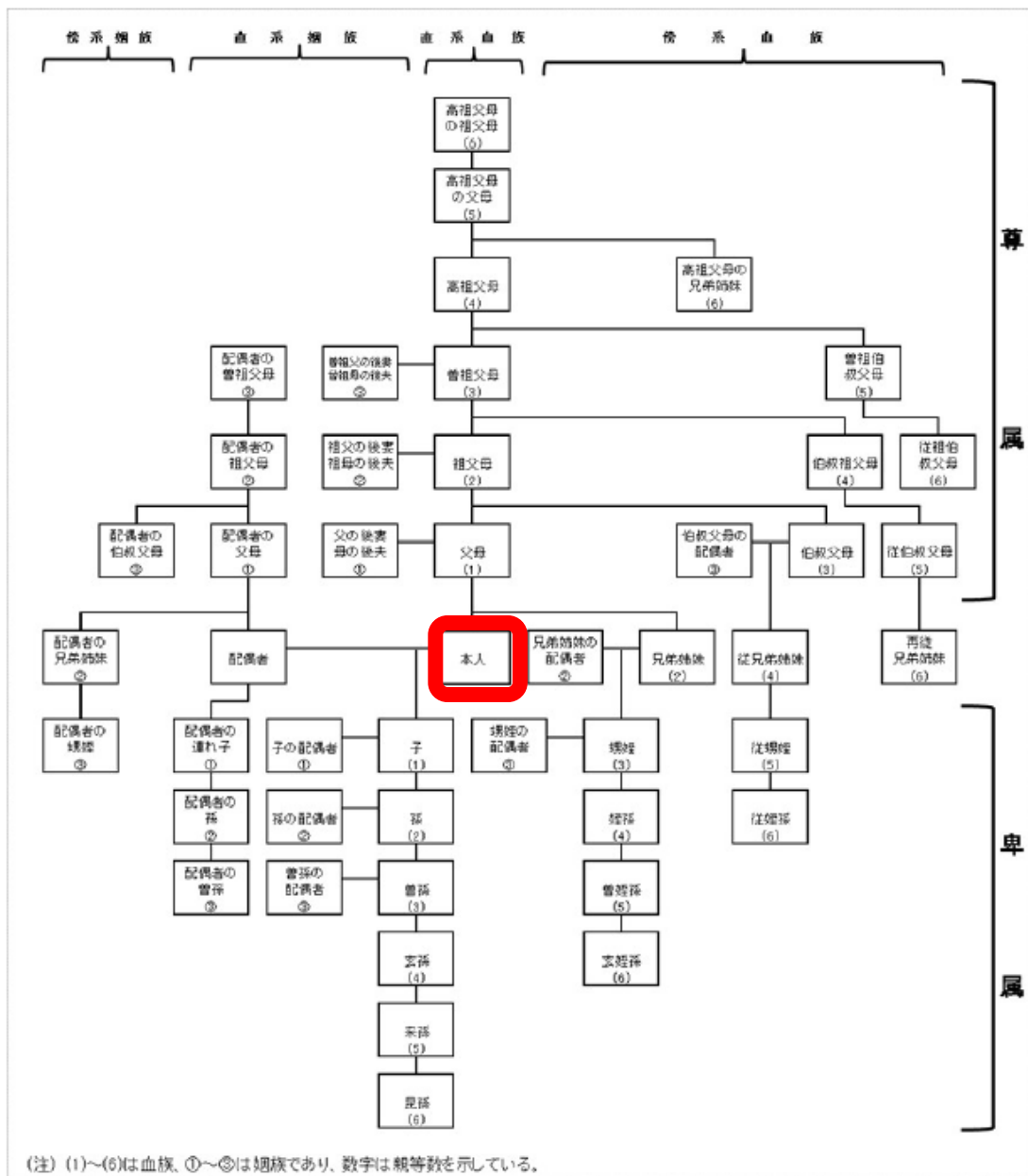
生計を同じくする特定親族(19 歳から 23 歳未満の親族等)の合計所得が 58 万円超 123 万円以下であるとき

【控除額】

控除の対象となる特定親族の合計所得金額	控除額
58 万円超 ～ 95 万円以下	45 万円
95 万円超 ～ 100 万円以下	41 万円
100 万円超 ～ 105 万円以下	31 万円
105 万円超 ～ 110 万円以下	21 万円
110 万円超 ～ 115 万円以下	11 万円
115 万円超 ～ 120 万円以下	6 万円
120 万円超 ～ 123 万円以下	3 万円

※就業調整対策の観点から、大学生年代の子等に係る控除として、令和 8 年度に創設されました。令和 7 年度(令和 6 年分)以前の市・県民税においては適用されませんのでご注意ください。

(参考) 6親等以内の血族・3親等以内の姻族とは？(税法上の扶養範囲)



国税庁 HP より

◆ 『税法上の扶養』と『健康保険上の扶養』について

『税法上の扶養(配偶者控除・扶養控除)』と『健康保険上の扶養』は制度が異なります。『税法上の扶養(配偶者控除・扶養控除)』は合計所得58万円以下の親族であれば該当となります。扶養における手続きとしては、年末調整や確定申告などで、扶養に入れたい親族等について申告をする必要があります。

『健康保険上の扶養』はその保険者(社会保険組合など)によって要件や手続きが異なりますので、現在加入している保険の担当者にご確認ください。

◆雑損控除

前年中に災害、盗難、横領などによって、本人または生計を同じくする配偶者その他の親族の生活用資産などに損害を受けたとき

【控除額】 次のうち、いずれか多い方の金額

- ① (損害の金額—保険金等で補填された金額) — (総所得金額等×10%)
- ② (損害の金額—保険金等で補填された金額) のうち災害関連支出金額 — 5万円

◆医療費控除

前年中に本人または本人と生計を同じくする配偶者やその他の親族のために支払った医療費があるとき

【控除額】 (控除限度額 200 万円)

(支払った医療費の額—保険金等で補填された金額) — <※総所得金額等×5%>

※<>内が10万円を超える場合は、10万円

(参考) 医療費控除の対象とならないもの

医療費控除の対象となる医療費は、おもに治療や療養を目的としたものです。

このため、インフルエンザなどの**予防接種や美容目的の施術は対象となりません。**

入院費についても「寝巻や洗面具など身の回り品の購入費」や「テレビ・冷蔵庫の使用料」、「個室を希望した場合の差額ベッド代」など、**治療や療養のための支出ではないものは医療費控除の対象となりません。**

◆医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)

特定一般用医薬品(スイッチ OTC 医薬品)購入費を支払った場合にも、医療費控除を受けることができます。※従来の医療費控除と併せて受けることはできません。

【控除額】 (控除限度額 88,000 円)

(支払ったスイッチ OTC 医薬品購入費—保険金等で補填された金額) — 12,000 円

◆基礎控除

合計所得 2,500 万円以下のすべての納税者が受けることができる控除です。

【控除額】

合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超 ～ 2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超 ～ 2,500 万円以下	15 万円
2,500 万円超	適用無し

※個人市・県民税においては「地域社会の会費」という性格から、国税の「所得税の基礎控除」より控除額が低く設定されています。(内閣府通知より)

③課税標準額

課税標準額とは、所得金額から所得控除額を差し引いたもの(1,000 円未満の金額は切捨て)で、個人市・県民税の所得を計算するうえで、基準となる金額です。

④税 率

	市民税	県民税
税 率	6%	4%

個人市・県民税（住民税）所得割の税率は、平成 19 年度から上記の税率が「標準税率」と定められています。鳥栖市はこの「標準税率」を採用しています。

課税標準額に税率をかけて所得割額を算出します

$$\boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税 率}} = \boxed{\text{所得割額 (税額控除等控除前)}}$$

※分離所得にかかる所得割額は、上記の税率によらず、所得の種類ごとの税率【⇒P23】をかけて算出します。

⑤税額控除

税源移譲による負担増の解消、配当所得や源泉所得に対する二重課税を排除する趣旨で定められています。

◆調整控除

所得税と個人市・県民税では、扶養控除などの人的控除額が異なります。この差による負担増を調整するため、個人市・県民税所得割額から以下の額を控除します。

【控除額】

1. 個人市・県民税の合計課税所得金額※が 200 万円以下の場合

アまたはイのいずれか少ない金額の 5% (市民税 3% 県民税 2%)

ア 人的控除の差の合計額

イ 合計課税所得金額

2. 個人市・県民税の合計課税所得金額※が 200 万円超の場合

アからイを控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の 5% (市民税 3% 県民税 2%)

ア 人的控除の差の合計額

イ 合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額

※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税山林所得金額および課税退職所得金額の合計額のこと、長期譲渡所得金額等の申告分離課税にかかる課税所得金額は含まれません。

【人的控除の差】 (基礎控除・配偶者控除を除く)

人的控除の種類		市・県民税	所得税	人的控除の差
障害者控除	障害者	26 万円	27 万円	1 万円
	特別障害者	30 万円	40 万円	10 万円
	同居特別障害者	53 万円	75 万円	22 万円
寡婦控除		26 万円	27 万円	1 万円
ひとり親控除	母	30 万円	35 万円	5 万円
	父	30 万円	35 万円	1 万円※
勤労学生控除		26 万円	27 万円	1 万円
扶養控除	一般	33 万円	38 万円	5 万円
	特定	45 万円	63 万円	18 万円
	老人	38 万円	48 万円	10 万円
	同居老親等	45 万円	58 万円	13 万円

※税制改正前の寡夫控除（令和 2 年度まで）の差額が採用されています。

（個人市・県民税控除額 26 万円：所得税控除額 27 万円の差額）

【人的控除の差】 (基礎控除・配偶者控除) 令和8年度(令和7年分)より適用

人的控除の種類		納税義務者の 合計所得金額	市・県民税	所得税	人的控除の差
基礎控除		2,400万円以下	43万円	48万円 ～ 95万円	5万円 ※1
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円	32万円	
		2,450万円超 2,500万円以下	15万円	16万円	
		2,500万円超	適用なし		
配偶者控除	一般 (70歳未満)	900万円以下	33万円	38万円	5万円
		900万円超 950万円以下	22万円	26万円	4万円
		950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
		900万円以下	38万円	48万円	10万円
	老人 (70歳以上)	900万円超 950万円以下	26万円	32万円	6万円
		950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円	3万円
		配偶者の 合計所得金額	省略	省略	適用無し ※2
		58万円超			
133万円以下					
900万円以下					
配偶者特別 控除	900万円超 950万円以下				
	950万円超 1,000万円以下				

※1 税制改正前(令和7年度まで)の差額が採用されています。

(個人市・県民税控除額43万円：所得税控除額48万円の差額)

※2 調整控除の計算は、平成31年度税制改正前の差額により算出した数値が適用されます。

<参考> 所得税基礎控除の改正について(令和7・8年は租税特別措置法より所得に応じて加算)

納税義務者の合計所得金額	所得税の基礎控除額		
	令和7・8年分	令和9年以降	改正前
132万円以下	95万円		48万円
132万円超 336万円以下	88万円	58万円	
336万円超 489万円以下	68万円		
489万円超 655万円以下	63万円		
655万円超 2,350円以下	58万円		

◆ 配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、次の式で算出し控除します。

※ 上場株式等の配当所得等について、申告により分離課税や申告不要を選択されると、配当控除は適用されません。

【控除額】

$$\text{配当控除額} = \text{配当所得の金額} \times \text{配当控除の控除率}$$

配当控除の控除率

種類		課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
			市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等			1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私募証券 投資信託等	外貨建証券投資信託以外		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◆ 寄附金税額控除

前年中に対象となる団体へ寄附をしたときは、次の額が差し引かれます。寄附金税額控除を適用するためには、対象の寄附について確定申告(住民税申告を含む)をする必要があります。

(ふるさと納税の場合はワンストップ特例制度を利用することもできます)

控除額の計算

対象団体	控除額の計算方法	控除対象限度額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀県共同募金会 ・ 日本赤十字社佐賀県支部 ・ 市・県が条例で定める団体 	$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 10\%$ ※①	寄附金のうち総所得金額等の30%が対象限度額
地方公共団体への寄附 (ふるさと納税・災害義援金)	$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 10\%$ ※① + 特例控除分 $= (\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times$ $(90\% - \text{所得税の限界税率} \times 1.021)$ ※② (注)波線部(特例控除分といいます)は調整控除後の市・県民税所得割の2割を限度とする + 申告特例控除分(ワンストップ特例分) ※③ $= \text{特例控除分} \times \text{別表の申告特例控除の割合}$	

※①10%の内訳は市民税6% 県民税4%。

※②所得税の限界税率…前年所得に対し課税される所得税において適用される最高税率。【⇒P19】

※③ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請し適用されている方のみ控除されます。【⇒P19】

別表

課税総所得金額 - 人的控除の差の合計額	所得税の限界税率	申告特例控除の割合
195万円以下	5%	5.105/84.895
195万円超 ~ 330万円以下	10%	10.21/79.79
330万円超 ~ 695万円以下	20%	20.42/69.58
695万円超 ~ 900万円以下	23%	23.483/66.517
900万円超 ~ 1,800万円以下	33%	33.693/56.307
1,800万円超 ~ 4,000万円以下	40%	—
4,000万円超 ~	45%	—

(参考) ふるさと納税ワンストップ特例制度について

次の要件をすべて満たす方は、寄附先の自治体に特例申請書を提出することで、翌年度の市・県民税から寄附金控除を受けることができます。

1. 確定申告や住民税申告を行う必要のない給与所得者や年金所得者

※確定申告を行う必要のある自営業者や、医療費控除や住宅ローン控除等を受けるため確定申告を提出した場合は対象となりません。

2. 寄附先の地方公共団体の数が5か所以内

※同じ地方公共団体に同年中に複数回寄附をした場合は、1か所への寄附とみなします。

◎ワンストップ特例申請が無効になる場合

- ・確定申告や住民税申告を行う必要があると見込まれる場合
- ・実際に確定申告や住民税申告を提出した場合
- ・5団体を超える地方公共団体へふるさと納税を行った場合
- ・ワンストップ特例申請に記載した住所が、寄附を行った年の翌年の1月1日の住民登録地と異なる場合※

※ワンストップ特例を申請した後、申請に記載した内容（住所など）に変更がある場合は、寄附をした翌年の1月10日までに寄附先の地方公共団体へ届出する必要があります

(参考) ワンストップ特例申請が無効になったとき、控除を受けるためには？

ワンストップ特例申請が無効となった場合は、寄附金受領証明書を添付し、税務署に所得税の確定申告（すでに本年度分の確定申告を提出済みの場合は、修正申告または更正の請求となります）を行う必要があります。所得税の確定申告等の具体的な手続きについては、税務署にご確認ください。

◆住宅借入金特別税額控除（住宅ローン控除）

住宅ローンを組み住宅の取得や増改築をした人が対象となる控除です。

平成 21 年度税制改正により、所得税の住宅借入金特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、市・県民税からも控除することができます。

【控除額】

＜1＞ または ＜2＞ のいずれかの少ない金額

＜1＞ 所得税の住宅借入金特別控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額

＜2＞ 入居年度に応じた以下の金額（①・②のいずれかの算式から計算）

①平成 21 年 1 月～平成 26 年 3 月、令和 4 年 1 月～令和 7 年 12 月の間に入居した人
所得税の課税総所得金額の 5%（控除限度額 97,500 円）

※ただし、令和 4 年中に入居した人のうち住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が 10%かつ一定の期間に住宅の取得に係る契約を締結した「特例特別特例取得」の区分に該当する場合は、所得税の課税総所得金額の 7%（控除限度額 136,500 円）が適用となります。

②平成 26 年 4 月～令和 3 年 12 月の間に入居した人

所得税の課税総所得金額の 7%（控除限度額 136,500 円）

※上記期間に入居した人で、住宅費用に含まれる消費税が 8%・10%以外の場合（個人間売買で消費税が発生しない場合など）は所得税の課税総所得金額の 5%（控除限度額 97,500 円）が適用となります。

（参考）住宅ローン控除を受けるためには？

市・県民税において控除を受けるためには、税務署で確定申告または勤務先の年末調整において住宅ローンの年末残高証明書等の必要書類を提出する必要があります。

（住宅ローン控除を初めて受ける場合は、必ず確定申告をする必要があります）

住宅ローン控除を含めて確定申告をしていない場合や年末調整において適正な計算・処理をされていない場合は、市・県民税において正しい控除額を適用することはできませんのでご注意ください。

◆外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税および個人市・県民税に相当する税が課税された場合は、一定の方法で外国税額が差し引かれます。

(注意) 外国税額控除を受ける場合は、確定申告が必要となります。

【控除額】以下の順に控除します

- (1) 所得税において所得税の控除限度額まで控除
- (2) 所得税において控除しきれない場合は、県民税の所得割から限度額まで控除
- (3) 県民税から控除しきれない場合は、市民税の所得割から限度額まで控除

所得税控除限度額 (A)

$$= \text{その年分の所得税額} \times \text{その年分の国外所得総額} / \text{その年分の所得総額}$$

県民税控除限度額 = (A) × 12%

市民税控除限度額 = (A) × 18%

⑥その他の控除

◆配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

一定の上場株式等の配当所得や、「源泉徴収あり」を選択した特定口座内の上場株式等にかかる所得について、『県民税配当割額』『県民税株式譲渡所得割額』※として「分離課税」され、配当の支払者等が配当などを支払う際に天引きされます(特別徴収)。特別徴収された時点で課税と徴収が終了しているため、原則として申告は不要です。しかし、納税義務者本人の選択により申告を行った場合には、それらの所得を含めて市・県民税の税額を計算します。しかし、それだと二重課税となるため、特別徴収額を市・県民税の所得割額から控除する制度です。

※いずれの名称も『県民税』となっていますが、個人市・県民税を合算した税額です。

特別徴収された税額は、その納税義務者の住所地の都道府県に納められた後、都道府県から市町村に対して、市民税相当分を分配する形がとられています。

【控除額】

市民税(所得割)分 = 配当割額・株式等譲渡所得割額の5分の3

県民税(所得割)分 = 配当割額・株式等譲渡所得割額の5分の2

市・県民税所得割から控除しきれない額(控除不足額)がある場合は、還付または市税等の徴収金に充当されます。

(注意) 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除を受けるためには?

確定申告書 第二表(裏面)の○住民税・事業税に関する事項内の「配当割額控除額」と「株式等譲渡所得割額控除額」の欄に記入してください。記入が漏れている場合は適用されません。

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額
	円	円	円	円

4. 森林環境税（国税）

森林環境税（国税）は、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林環境整備等に必要な地方財源を安定的に確保する目的で創設された国税です。

令和6年度から、国内に住所を有する個人に対して1人年額1,000円が課税され、市・県民税の均等割と併せて市町村が賦課徴収を行います。

その税収の全額が、私有林人工林面積、林業就業者数および人口を基準に按分され、森林環境譲与税として市区町村や都道府県に譲与されます。

◆森林環境税（国税）の非課税

森林環境税は市・県民税均等割と併せて賦課徴収されます。つまり、市・県民税が非課税のとき森林環境税（国税）も非課税となります。

（参考）市・県民税の非課税要件

均等割も所得割もかからない人 （非課税）	○生活保護法の規定により生活扶助を受けている人 ○障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の人 ○前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人 ・同一生計配偶者、扶養親族がいない人 380,000円 ・同一生計配偶者、扶養親族がいる人 $280,000円 \times (\text{同一生計配偶者、扶養親族の数} + 1) + 268,000円$ (注)上記非課税基準は、生活保護法の規定による級地区分に準じます。
-------------------------	--

※租税条約により市・県民税が免除されている方について、一定以上の所得がある場合には森林環境税（国税）のみ課税されます。

◆森林環境税・森林環境譲与税の用途について

森林環境譲与税は、市町村においては間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備およびその促進に関する費用」に充てることとされています。

なお、適正な使用に用いられることが担保されるように森林環境譲与税の用途については、市町村はインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととされており、鳥栖市においても市公式ホームページにて公開しています。

（参考）令和5年度鳥栖市用途（森林経営管理制度を活用した森林整備の推進）

- ・森林の標準地調査・測量（森林作業区域の明確化）
- ・森林の現地調査（森林の収益性判定、切捨間伐判定）
- ・危険木の伐採（河内町・山浦町における災害防止のための危険木伐採）

5. 分離課税所得

◆土地建物等譲渡所得

土地・建物等の資産を売却したときの譲渡所得に対する税金は、他の所得と分離して税額の計算を行います。

<1>長期譲渡所得と短期譲渡所得

土地・建物等の資産を売却した年の1月1日における所有期間により**長期譲渡所得**と**短期譲渡所得**に分類されます。

合計所得金額	所有期間
短期譲渡所得	5年以下（令和2年1月1日以降に取得）※
長期譲渡所得	5年を超える（令和元年12月31日以前に取得）※

※【注意】（ ）は令和7年中に譲渡があった場合の区分です。

<2>譲渡所得の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{収入価額} \\ \text{(譲渡価額)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{資産の取得費} \\ + \\ \text{譲渡費用} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{特別控除} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{譲渡所得} \\ \hline \end{array}$$

資産の取得費…売却した土地や建物を買入れたときの購入代金（建物は減価償却費相当額控除後の金額）や購入手数料などのこと。実際の取得費が譲渡価格の5%に満たない場合や、根拠資料（買入れたときの売買契約書など）がない場合は、譲渡価格の5%を取得費とすることができます。

譲渡費用…土地や建物売るためにかかった仲介手数料や測量費、立退料、取り壊し費用などです。

特別控除…譲渡所得の内容により税額を軽減するために設けられた制度です。

譲渡所得の内容	特別控除額
収用などによる資産の譲渡	5,000万円
自己の居住用財産の譲渡	3,000万円
特定土地区画整理事業等での譲渡	2,000万円
特定住宅地造成事業等での譲渡	1,500万円
農地保有合理化等のための農地等の譲渡	800万円
低未利用地等の譲渡※	100万円

※令和2年7月1日から令和7年12月31日までの間に行われた譲渡に限ります。

※「合計所得金額」「総所得金額等」は特別控除適用前の金額で判定します。【⇒P4】

※特別控除の内容について、詳しくは税務署までお問い合わせください。

< 3 > 譲渡所得の税額の計算

譲渡所得	×	税率	=	譲渡所得の税額 (所得割額)
------	---	----	---	-------------------

長期譲渡所得

区分	税率
【一般分】 土地・建物などの通常の譲渡	5% (市民税 3%・県民税 2%) 参考：所得税 15%
【特定分】 土地などの優良造成等のための譲渡	譲渡所得が 2,000 万円以下の部分 4% (市民税 2.4%・県民税 1.6%) 参考：所得税 10%
	譲渡所得が 2,000 万円を超える部分 5% (市民税 3%・県民税 2%) 参考：所得税 15%
【軽課分】 所有期間が 10 年を超える居住用の建物や その敷地などの譲渡	譲渡所得が 6,000 万円以下の部分 4% (市民税 2.4%・県民税 1.6%) 参考：所得税 10%
	譲渡所得が 6,000 万円を超える部分 5% (市民税 3%・県民税 2%) 参考：所得税 15%

短期譲渡所得

区分	税率
【一般分】 土地・建物などの通常の譲渡	9% (市民税 5.4%・県民税 3.6%) 参考：所得税 30%
【軽減分】 土地などを国や地方自治体への譲渡	5% (市民税 3%・県民税 2%) 参考：所得税 15%

平成 17 年度より総合課税と分離課税の損益通算および分離課税の繰越損失はできません。

(土地・建物等の譲渡が同年中に複数ある場合、譲渡所得内での損益通算はできます)
特例として、居住用財産の買い替え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除と特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除はできます。

◆上場株式等の配当所得等（分離課税） ※

上場株式等の配当所得等について、申告により分離課税を選択すると、配当控除【⇒P17】は適用されませんが、上場株式等の譲渡損失との間で損益通算および損失の繰越控除を行うことができます。

税額の計算

上場株式等の配当所得等の金額 × 5%（市民税3%・県民税2%）
参考：所得税 15%

◆株式等譲渡所得 ※

株式等を売却することで生じる所得です。売却した結果、損失が生じた場合はその年分の上場株式等の配当所得等と損益通算ができます。また、損益通算をしてもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり、申告により株式等にかかる譲渡所得等の金額および上場株式等の配当所得等の金額から繰越控除をすることができます。

税額の計算

株式等に係る課税譲渡所得等の金額 × 5%（市民税3%・県民税2%）
参考：所得税 15%

※税制改正により、令和6年度（令和5年中の所得）の申告からは、市・県民税において所得税と異なる課税方式は選択できなくなりました。

◎課税方式

- ・申告不要（申告しないこと）
- ・分離課税
- ・総合課税（配当所得のみ選択可能）

（注意）申告方式の選択は慎重に！

配当所得や株式等譲渡所得を所得税で確定申告した場合、市・県民税においてもその所得金額が合計所得金額や総所得金額等に算入されます。【⇒P3、4】

そのため、扶養控除などの適用、市・県民税の非課税判定、国民健康保険などの各種保険料の算定等様々な行政サービスに影響がでる可能性があります。なお、税以外の影響まで加味した最も有利な課税方式等についてはご案内できませんので、課税方式の選択については申告者ご自身の責任で判断したうえで申告をお願いします。

◆先物取引に係る雑所得

商品先物取引、有価証券先物取引等又は金融先物取引による事業所得または雑所得で一定のものについては、申告分離課税を行います。先物取引に係る雑所得等の金額の計算上損失が生じたときは、他の先物取引に係る雑所得の金額との損益通算は可能ですが、先物取引に係る雑所得以外の所得金額との損益通算はできません。

税額の計算

先物取引に係る雑所得等の金額 × 5%（市民税3%・県民税2%）
参考：所得税 15%

◆退職所得

退職所得にかかる市・県民税については、他の所得と分離して退職所得に対する税額を計算し、退職した年の1月1日住んでいる自治体に納入することになっています。【現年分離課税】

税額の計算手順

（1）退職所得控除額を計算する

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数(80万円に満たない場合 80万円)
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

（注）勤続年数に1年未満の端数がある場合は、1年に切り上げます。

（2）退職所得の金額を計算する

退職所得 = (退職手当の収入金額 - 退職所得控除額) × 2分の1

（注）退職所得の金額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てます。

＜勤続年数が5年以下である場合は退職所得の計算が異なります＞

役員等の方で勤続年数が5年以下である場合や、役員等以外で勤続年数が5年以下かつ退職手当の収入金額から退職所得控除を差し引いた額の300万円を超える部分については（×2分の1）の適用を受けることができません。

（3）退職所得にかかる税額を計算する

- ・市民税所得割額 = 退職所得 × 6%
- ・県民税所得割額 = 退職所得 × 4%

（参考）個人市・県民税は所得税と異なり、前年中の所得に対してその翌年に課税を行う前年所得課税の制度が採用されていますが、退職所得に限り所得税と同様に退職手当等が支払われたときに税金を徴収する現年分離課税制度が採用されています。

◆山林所得

山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡したりしたことにより生じる所得です。ただし、山林を取得してから5年以内に伐採または譲渡した場合は、山林所得ではなく事業所得か雑所得となります。また、山林を山ごと譲渡する場合は、土地については譲渡所得になります。

税額の計算

$$\begin{aligned} \text{山林収入} - \text{必用経費} - \text{特別控除} &= \text{山林所得} \\ \text{山林所得にかかる税額} &= \text{山林所得} \times 10\% (\text{市民税} 6\% \cdot \text{県民税} 4\%) \end{aligned}$$

必用経費 …植林費などの取得費のほか、下刈費などの育成費、管理費、伐採費、抛出費、仲介手数料など譲渡するための必要経費も含まれます。

特別控除 …50万円を限度とします。

6. 申告について

1月1日現在、鳥栖市に住所のある人は、収入の有無にかかわらず前年中の収入状況について、毎年3月15日までに申告をしていただくことになっています。ただし、次の人は市に対して申告をする必要はありません。※

- ①所得税の確定申告を提出する人
- ②勤務先から給与支払報告書が提出された人（ただし、給与の他に収入がある場合は申告が必要となります）
- ③収入が公的年金（障害年金・遺族年金等の非課税年金を除く）のみの人

※②③の場合、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載されない控除（ワンストップ特例以外の寄附金・医療費等）は市・県民税において適用されませんのでご注意ください。

申告に必要なもの	前年の収入を証明する書類 控除に関する書類 マイナンバーに関する確認書類
申告受付の期間	毎年3月15日まで
申告受付の場所	毎年1月頃、市報等でお知らせいたします

※くわしくは鳥栖市税務課までおたずねください。

（参考）給与支払報告書とは？

給与所得者の申告書に代わるものです。給与の支払があった年の翌年の1月末までに、給与の支払者が市町村に提出することになっています。給与の支払者から給与所得者に渡される源泉徴収票と内容は同じものになります。

7. 納税の方法について

市・県民税の納税方法は**普通徴収**と**給与特別徴収**、**年金特別徴収**の三通りの方法があります。
納税義務者の所得の種類により、複数の方法で納付していただく場合があります。

◆ 普通徴収

普通徴収とは、市から送付された納税通知書に基づき、納期ごとに納付書または口座振替で納めていただく方法です。通常6月、8月、10月、1月の4回の納期に分けて納めていただきます。

(例) 年税額が 46,000 円の場合

納期	第1期(6月)	第2期(8月)	第3期(10月)	第4期(1月)
各期の支払額	13,000円	11,000円	11,000円	11,000円

※各月の月末日が納期限となります。月末日が土日祝日の場合は翌営業日が納期限となります。

※地方税法の規定より、納期限ごとの分割金額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額は最初の納期限に合算されます。

※年税額が市・県民税均等割額および森林環境税(国税)のみ(年額5,500円)の場合は、第1期(6月)で年税額をすべて徴収することとなります。

◆ 給与特別徴収

給与所得者の市・県民税は、特別徴収税額通知書によって市から給与の支払者を通じて納税義務者に通知され、通常12回(6月から翌年5月まで)に分けて給与の支払者が毎月の給与から天引きし、これを翌月の10日までに市に納めていただきます。

(例) 年税額が 120,000 円の場合

納付月	6月	7月	8月	~~~~~	3月	4月	5月
支払額	10,000円	10,000円	10,000円	~~~~~	10,000円	10,000円	10,000円

※年税額が市・県民税均等割額および森林環境税(国税)のみ(年額5,500円)の場合は、6月分で年税額をすべて徴収することとなります。

※退職や休職により給与から税額を特別徴収出来なくなった場合は、残額を最後の給与から一括徴収するか、残額を普通徴収に変更します。

※原則として所得税の源泉徴収を行う給与支払者(勤務先)は、特別の理由がない限り市・県民税の給与からの特別徴収を実施することが義務付けられています。(地方税法第321条の4)

◆年金特別徴収

公的年金受給者の市・県民税は、公的年金等の所得にかかる税額について、公的年金の支給の際に、公的年金支払者が天引きし、年金支給月の翌月に市に納入します。

公的年金等からの特別徴収制度は、鳥栖市独自の取り組みではなく、地方税法を根拠法令として全国的に実施されている制度です。

(1) 対象者

年度の初日(4月1日)において公的年金を受給している65歳以上の方で、前年中に受給した公的年金等に対して市・県民税が課税される方が対象です。

(2) 徴収される税額

前年中に受給した公的年金等にかかる市・県民税です。(給与所得や農業所得など公的年金以外の所得にかかる市・県民税は給与特別徴収や普通徴収にて納めていただきます。)

(3) 徴収される税額

老齢基礎年金等(介護保険料を天引きされている年金と同じ年金)です。

なお、障害年金や遺族年金などの非課税の年金は対象となりません。

(4) 具体的な徴収方法

◆年金特別徴収初年度の方・2年目以降だが年金特別徴収が停止した方

公的年金等に係る所得より算出された税額の2分の1が普通徴収(納付書または口座振替)による納付に、残りの金額が10月以降の年金から特別徴収されます。

(例) 公的年金等に係る所得より算出された税額が50,000円の場合

徴収方法	普通徴収		年金特徴(本徴収)		
	年税額の2分の1を、2回に分けて納付書または口座振替		年税額から普通徴収で納付した税額を差し引いた残額を3回に分け年金天引き		
納付月	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	2月
納付税額	13,000円	12,000円	8,400円	8,300円	8,300円

※公的年金等に係る所得以外の所得がある場合は、普通徴収(3期・4期)や給与特別徴収にて別途納付が必要な場合があります。

◆前年度から引き続き公的年金から特別徴収されている場合

前年度の公的年金等に係る市・県民税の2分の1に相当する額を4月・6月・8月の3回に分けて公的年金から特別徴収されます。(これを仮徴収といいます)

当年度の公的年金等に係る市・県民税(6月に税額決定)から、仮徴収された額を差し引いた残りの額を10月・12月・2月の3回に分けて特別徴収されます。(これを本徴収といいます)

(例) 前年度の公的年金等に係る所得より算出された税額が 50,000 円

当年度の公的年金等に係る所得より算出された税額が 55,000 円の場合

徴収方法	年金特徴 (仮徴収)			年金特徴 (本徴収)		
	前年度の公的年金等に係る所得より算出された税額の2分の1の税額を3回に分けて年金等天引き				年税額から仮徴収で納付した税額を年税額から差し引いた残額を3回に分けて年金等天引き	
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付税額	8,400円	8,300円	8,300円	10,000円	10,000円	10,000円
	前年度の2分の1の額を徴収 (計: 25,000円を徴収)			10月以降の本徴収で調整 (年税額 55,000円 - 仮徴収額 25,000円) を 3回に分けて徴収		

※公的年金等に係る所得以外の所得がある場合は、普通徴収や給与特別徴収にて別途納付が必要な場合があります。

(5) 年金特別徴収の停止について

以下の場合に、公的年金等からの年金特別徴収が停止します。

- ・介護保険料の天引きが停止したとき
- ・お亡くなりになられたとき
- ・公的年金等から特別徴収される額(市・県民税、所得税、各種保険料)の合計額が年金支払額を超えるとき
- ・公的年金等の所得にかかる税額が変更となったとき

※各種保険料のように、納税義務者自身の意向で年金特別徴収停止し口座振替に変更する制度はありません。

(6) 年金特別徴収の停止した後の納付方法について

年金特別徴収が停止した場合、年税額のうち納付済の額を差し引いた残りの額が普通徴収(納付書または口座振替)に変更となります。

8. 市・県民税 Q&A

市・県民税と所得税の違いは？

Q1. 市・県民税と所得税は違う税金ですか？

A1.

地方税である市・県民税と、国税である所得税は異なる税金です。

市・県民税（住民税といいます）は、市や県の財源となる税金で、前年の1月から12月までに得た所得に対して課税されます。

市・県民税が所得のあった翌年に課税されるのに対して、国税の所得税は所得のあった年に課税されます。（現年課税制度）

課税対象となる「年」が異なる点以外にも税率や控除額の計算方法にも違いがあります。

◆市・県民税の主な違い

区分	市・県民税	所得税
課税対象となる所得	令和7年中の所得に対して令和8年度市・県民税が課税されます	令和7年中の所得に対して令和7年分所得税が課税されます
税率	市民税6% 県民税4% (政令指定都市では税率は異なります)	課税される所得に応じた累進課税制度 (5%、7%、10%、20%、33%…)
非課税措置	本人が障がい者や寡婦である場合、所得要件を満たすと非課税	市・県民税のような非課税措置はなし。 所得－所得控除－税額控除≤0なら非課税

◆市・県民税の主な所得控除の違い

区分	市・県民税	所得税
生命保険料控除	控除の限度額 70,000円	控除の限度額 120,000円
地震保険料控除	控除の限度額 25,000円	控除の限度額 50,000円
配偶者控除	330,000円	380,000円
配偶者特別控除	330,000円(控除限度額)	380,000円(控除限度額)
扶養控除	一般	330,000円
	特定	450,000円
	老人	380,000円
	同居老親等	450,000円
基礎控除	430,000円(上限額)	950,000円(上限額)※

※所得税の基礎控除は令和7年分より改正され、合計所得金額に応じて控除額が変動します。

退職したあとの市・県民税は？

Q2. 市・県民税は給与から天引きで納めていましたが、9月に退職したら、10月に市・県民税第3期と第4期の通知が届きました。すぐに再就職予定ですが、届いた分は自分で支払う必要がありますか？

A2.

市・県民税が給与天引き（給与特別徴収）される場合、通常は6月から翌年の5月まで12回に分けて徴収されます。

今回給与天引きを行っていた会社を9月に退職されたため、給与天引きができなくなった残りの市・県民税について、納税義務者であるあなたに納めていただく（普通徴収）ために納税通知書をお送りしています。

なお、再就職先が鳥栖市に対して、あなたの市・県民税を給与天引きに切り替える手続きを行うと、再就職にて再度給与天引きされるようになります。

ただし、普通徴収から給与天引きに切り替えることができる税額については、納期限を過ぎていないものに限りますので、第3期（10月末）の期限を過ぎる前に、再就職先に自身の市・県民税の徴収方法についてご相談ください。

退職したあとに通知書が2回届きましたが？

Q3. 令和7年12月に退職し、令和8年1月に届いた納税通知書により、市・県民税を納めました。退職後収入はありませんでしたが、令和8年6月にも納税通知書が送られてきました。どうしてでしょうか。

A3.

市・県民税は前年の所得に基づき課税されます。

給与特別徴収（給与天引き）の場合は、通常は6月から翌年の5月まで12回で給与から天引きされますので、令和8年1月に納めていただいた市・県民税は、令和7年度市・県民税（令和6年中の所得を基に算定）のうち、令和7年12月に退職されたことにより、給与から天引きができなくなった残額です。

また、令和8年6月に送られてきた納税通知書は、令和7年中の所得を基に決定した令和8年度市・県民税となります。

引っ越したときの市・県民税は？

Q4. 令和8年1月20日に鳥栖市に引っ越しました。令和8年6月に前住んでいたA市から令和8年度市・県民税が届きましたが、今は鳥栖市に住んでいるので支払う必要はありませんよね？

A4.

市・県民税は前年の所得に基づき、その年の1月1日現在住んでいる市区町村で課税することになっています。あなたの場合、令和8年1月1日現在は鳥栖市ではなくA市に住んでいましたので、令和8年度市・県民税はA市に対して納めていただくこととなります。

扶養に入っている市・県民税はかかるの？

Q5. 妻は税金上の扶養の範囲内（合計所得58万円以内）でパートに出っていますが、市・県民税の通知が届きました。なぜでしょうか？

A5.

市・県民税が非課税となる基準は以下の通りです。

均等割も所得割もかからない人 (非課税)	<ul style="list-style-type: none">○生活保護法の規定により生活扶助を受けている人○障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の人○前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人<ul style="list-style-type: none">・同一生計配偶者、扶養親族がいない人 380,000円・同一生計配偶者、扶養親族がいる人 $280,000円 \times (\text{同一生計配偶者、扶養親族の数} + 1) + 268,000円$ <p>(注)上記非課税基準は、生活保護法の規定による級地区分に準じます。</p>
-------------------------	---

あなたの配偶者が「扶養親族がいる」「障がい者である」などに該当しない場合、**市・県民税は合計所得38万円を超えるとき(給与収入のみの場合、年収103万円を超えるとき)に課税されます。**

このため、合計所得38万円超58万円以内である場合は、税金上の扶養の範囲内においても、市・県民税の納税義務は生じます。

亡くなられたときの市・県民税は？

**Q6. 私の夫が今年の9月に亡くなりました。
今年度の市・県民税はあと3期分と4期分がありますが、
これも納める必要がありますか？**

A6.

市・県民税は前年の所得に基づき、その年の1月1日現在に住んでいる方に課税されます。そのため、**年の途中で亡くなった場合でも、その年度までは年税額の全額を納めていただく必要があります。**この場合、ご遺族の方が納税義務を引き継ぐこととなります。(地方税法第9条より)
なお、市県民税の納税通知送達前(6月以前)に亡くなった場合でも同様です。ご遺族の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

外国へ出国した場合の市・県民税は？

Q7. 仕事で外国へ出国したときの市・県民税はどうなりますか？

A7.

市・県民税は前年の所得に基づき、その年の1月1日現在に住んでいる方に課税されます。そのため、**翌年の1月1日現在に国内に居住されていない場合※は、翌年度の市・県民税は課税されません。**

※ワーキングホリデーによる海外への出国は、ビザの区分が観光ビザとなるため、「旅行」とみなされます。この場合、出国前の市区町村に住所があるものとみなされ、市・県民税は課税されます。

ただし、既に賦課されている本年度の市・県民税は、年の途中で国外に転出したとしても納税義務は無くならないため、鳥栖市税務課にて代わりに納税等をおこなう納税管理人を選任し納めていただくこととなります。(国内で支払われる最後の給与からお勤め先が一括徴収を行う場合もありますので、お勤め先にもご確認ください)

◆納税管理人を選任していない場合

納税管理人を選任していない場合、納税通知書を送達することができないため、公示送達を行います。公示送達とは、市役所の掲示板に一定期間公示することにより、その期間を経過したときは書類の送達がされたものとみなされる制度です。公示送達後は、納期限を過ぎると督促料や延滞金が加算されることとなります。